

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案の概要

1 概要

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）に規定する手数料の額の標準を引き上げる改正を行う。

2 改正内容

平成 31 年 10 月 1 日に予定されている消費税及び地方消費税の税率引上げ（8%→10%）により、その積算に増額の影響を受けることとなる手数料のうち、直近の人件費や物件費等の変動を加味した試算を行い、それでもなお現行に比して増額となる 40 件について改定を行う。

具体的な改正の内容は別表のとおり。

3 スケジュール（予定）

閣議決定日 平成 31 年 5 月下旬

施行期日 平成 31 年 10 月 1 日

[別表]

○ 今回手数料の標準額の改定を行う事務一覧

(単位：円)

事務名	現行の標準額	改定後の額
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）関係		
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 31 条の 23 において準用する同法第 7 条第 1 項の規定に基づく特定遊興飲食店営業の相続に係る承認の申請に対する審査	8,600	8,700
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 31 条の 23 において準用する同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく特定遊興飲食店営業者たる法人の合併に係る承認の申請に対する審査	11,000	12,000
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 31 条の 23 において準用する同法第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づく特定遊興飲食店営業者たる法人の分割に係る承認の申請に対する審査	11,000	12,000
○消防法（昭和 23 年法律第 186 号）関係		
消防法第 11 条第 1 項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 貯蔵最大数量 10,000k1 以上 50,000k1 未満	1,580,000	1,590,000
同 貯蔵最大数量 50,000k1 以上 100,000k1 未満	1,940,000	1,950,000
同 貯蔵最大数量 100,000k1 以上 200,000k1 未満	2,260,000	2,270,000
消防法第 13 条の 3 第 3 項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施 甲種危険物取扱者試験の実施	6,500	6,600
同 乙種危険物取扱者試験の実施	4,500	4,600
同 丙種危険物取扱者試験の実施	3,600	3,700
○火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）関係		
火薬類取締法第 31 条第 3 項の規定に基づく丙種火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状に係る試験の実施	17,000	18,000
○建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）関係		
建築士法第 4 条第 2 項の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の免許	19,200	19,300
建築士法第 13 条の規定に基づく二級建築士試験又は木造建築士試験の実施	17,700	17,900

○採石法（昭和 25 年法律第 291 号）関係		
採石法第 32 条の 13 第 1 項の規定に基づく業務管理者試験の実施	8,000	8,100
○毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）関係		
毒物及び劇物取締法第 4 条第 2 項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請に係る経由	20,600	20,700
毒物及び劇物取締法第 9 条第 2 項において準用する同法第 4 条第 2 項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の変更の申請に係る経由	3,200	3,300
○高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）関係		
高圧ガス保安法施行令（平成 9 年政令第 20 号）第 18 条第 2 項第 1 号の規定に基づく高圧ガス保安法第 31 条第 2 項に規定する製造保安責任者試験の実施 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験	9,000	9,300
同 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 （電子情報処理組織により受験願書を提出する場合）	8,500	8,800
同 丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験	8,400	8,700
同 丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 （電子情報処理組織により受験願書を提出する場合）	7,900	8,200
同 乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	9,000	9,300
同 乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 （電子情報処理組織により受験願書を提出する場合）	8,500	8,800
同 第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	9,000	9,300
同 第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 （電子情報処理組織により受験願書を提出する場合）	8,500	8,800
同 第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	8,400	8,700
同 第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 （電子情報処理組織により受験願書を提出する場合）	7,900	8,200
高圧ガス保安法第 31 条第 2 項の規定に基づく販売主任者試験の実施 第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験	7,600	7,900
同 第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験 （電子情報処理組織により受験願書を提出する場合）	7,100	7,400
同 第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験	6,000	6,200
同 第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験 （電子情報処理組織により受験願書を提出する場合）	5,500	5,700

○銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）関係		
銃砲刀剣類所持等取締法第 5 条の 3 第 1 項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催 その他の者に対する講習会	6,800	6,900
銃砲刀剣類所持等取締法第 5 条の 5 第 1 項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習	12,300	12,700
銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条の 14 第 1 項の規定に基づく年少射撃資格の認定のための講習会の開催	9,700	9,800
○電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）関係		
電気工事士法第 4 条第 2 項の規定に基づく電気工事士免状の交付 第一種電気工事士免状	5,900	6,000
同 第二種電気工事士免状	5,200	5,300
電気工事士法施行令（昭和 35 年政令第 260 号）第 4 条第 1 項の規定に基づく電気工事士免状の再交付	2,600	2,700
電気工事士法施行令第 5 条の規定に基づく電気工事士免状の書換え	2,000	2,100
○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）関係		
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 38 条の 5 第 2 項の規定に基づく液化石油ガス設備士試験の実施	20,700	21,400
同（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合）	20,200	20,900
○職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）関係		
職業能力開発促進法施行令（昭和 44 年政令第 258 号）第 2 条第 1 号の規定に基づく技能検定試験の実施 実技試験	17,900	18,200
○警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）関係		
警備業法第 42 条第 2 項第 1 号の規定に基づく機械警備業務管理者講習	38,000	39,000